

新市建設計画の再改定（案） 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>1. 大保木、加茂、他山間部に対する配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口の少ない地域で生活の不便さについて配慮。 ・生活のためのどんな支援があるか、民間の支援も検討。 <p>2. 市内の伝統芸能の保存、活用に配慮（できる範囲の支援）。獅子舞、トンカカさん、おんめたぬき等。</p> <p>3. 郷土の先人顕彰について配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば近藤篤山、田中喜兵衛、竹内立左衛門、眞鍋嘉一郎、三浦安、十河信二等、顕彰方法の検討。市民への周知等。 <p>4. 社会教育関係の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーイスカウト関係の活動について、教育委員会として補助金の助成、各行事について支援していただいているが、今後も継続して欲しい。 <p>5. 市内の文化財保護についての配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財保護について各地の被害状況を見ると災害から守るにはどうすれば、指導方法の検討等。 ・市民への文化財に対する関心を高め、今後も保存、伝承について配慮すること等。 <p>6. 景観についての関心を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禎瑞海岸からの田園風景の景観がすばらしい。 ・八堂山からの市内・加茂川の眺め。 ・石鎚神社（高台から）からの眺め。 ・丹原の西山興隆寺付近。 ・丹原の久妙寺付近。 ・小松インターからの景観等。 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回の新市建設計画の再改定につきましては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40法律第6号）に基づき、当時の合併協議会が、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針として策定した背景を鑑み、基本方針などの根本的な考え方を維持することとし、状況の変化によって目指すべきビジョンと現状との間に生じた「明白な矛盾点」について、必要最低限の変更を行う方針としております。</p> <p>したがって、今回の再改定では施策の追加および見直しは行いませんが、ご意見いただいた内容の中には既に新市建設計画に盛り込まれているものもあります。</p> <p>いずれにしましても、ご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道設置の住民負担金を無料にしてほしい。下水道は市全体の公共物であり、全市民に無料で提供すべきものである。 ・リフォーム工事の助成金（全世帯）を行ってほしい。今治市みたいに50万円とか。 ・集落の道路を3m以上に整備してほしい。 ・市役所を合併時の約束どおり、東予市と西条市の中間の防災上強固な地盤の土地につくってほしい。東予市側に不利。 ・公共施設のトイレにペーパータオルをつけてほしい。（海外の人に不便） 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回の新市建設計画の再改定につきましては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40法律第6号）に基づき、当時の合併協議会が、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針として策定した背景を鑑み、基本方針などの根本的な考え方を維持することとし、状況の変化によって目指すべきビジョンと現状との間に生じた「明白な矛盾点」について、必要最低限の変更を行う方針としております。</p> <p>したがって、今回の再改定では施策の追加および見直しは行いませんが、ご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> • 再改定（案） p17 自然環境の保全 「小動物」の保護 → 「野生動植物」の保護 「棲息」 → 「生息」 • 再改定（案） p18 環境資源を活かした地域づくり 水の科学資料館（仮称） → 実現性が低いのではないのでしょうか。 • 再改定（案） p25 図書館 → 整備済 • 再改定（案） p31 市民活動支援センター → 整備済 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回の新市建設計画の再改定につきましては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40法律第6号）に基づき、当時の合併協議会が、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針として策定した背景を鑑み、基本方針などの根本的な考え方を維持することとし、状況の変化によって目指すべきビジョンと現状との間に生じた「明白な矛盾点」について、必要最低限の変更を行う方針としております。</p> <p>17ページにおける「小動物」という表現を「野生動植物」に変更するというご意見につきましては、「小動物」という表現には保護すべき大型動物および植物が含まれていないことから、計画策定当時の目的と表現との間に明白な矛盾が存在すると判断することができます。したがって、16ページから18ページにおける同様の表現を含め、該当箇所を「野生動植物」と修正することといたします。</p> <p>また、17ページにおける「棲息」という文言を「生息」に修正するというご意見につきましては、現計画におきましては、同様の意味合いで18ページに「生息」という表現を使用しておりますことから、同様の意味合いで異なる表現を使用しているという点で明白な矛盾があると判断することができます。どちらの表現に統一するかという点につきましては、環境省を含め、一般的には「生息」という表現を使用されているケースが多いことから、該当箇所を「生息」と修正することといたします。</p> <p>なお、実現性が低い事業や整備済の施設の掲載有無につきましては、明白な矛盾が生じて実現可能性が完全に消滅した事業のみ削除することとし、整備済みおよび実施済みである事業、および実現可能性の高低を問わず廃止の意思決定に至っていない事業につきましては、一律削除しないという判断をしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>